

特定非営利活動法人C e F I L会員規約

(2009.12.9 制定)

(2010.7.1 改正)

(2013.3.27 改正)

(2016.7.20 改正)

(2017.4.11 改定)

(2025.3.6 改定)

(目的)

第1条 この規約は特定非営利活動法人C e F I L（以下当センターという）の会員が当センターの運営並びに諸事業に対し有する権利及び義務を明確化するために定める。

(会員の範囲)

第2条 当センターの会員は定款第6条に定める会員とし定款第6条第2項の規定により第4条の会費を納入するものとする。

(会員の定義)

第3条 前2条にかかる会員とは以下のものをいう。

正会員：当センターの趣旨に賛同し、当センターの活動に参画する団体及び個人

賛助会員：当センターの趣旨に賛同し、当センターを賛助する団体、大学及び個人

2.第1項に当てはまらない会員については別途定める。

(会費)

第4条 会員は以下に定める年会費を納めることとする。

① 正会員	営利団体	1 口	50万円	1 口以上
	非営利団体	1 口	10万円	1 口以上
	個人	1 口	2万円	1 口以上
② 賛助会員	営利団体	1 口	10万円	1 口以上
	大学		(免除)	
	非営利団体	1 口	2万円	1 口以上
	個人	1 口	1万円	1 口以上

2 年会費は毎年4月1日から翌年3月31日までの1カ年の会費をいう。但し、デジタルビジネス・イノベーション・センター（以下「D B I C」）サービスメンバーもしくはサービスマネジメント・イノベーションセンター（以下「S M I C」）メンバーは、D B I Cサービス契約期間もしくはS M I C有効期間にあわせた1年間とすることも可能と

する。

(会費の納入)

第5条 会員は毎年度当該年度の会費を年度当初に納入するものとする。但し年度の中途に新たに入会した会員は当該年度年会費を入会の時に納入するものとする。この場合年会費は月割にて計算する。但し、DBICサービスメンバーもしくはSMICメンバーは、DBICサービス契約期間もしくはSMIC有効期間にあわせて会費を納入することも可能とする。

(会員の事業への協力と役割)

第6条 会員は当センターの事業に関し以下の協力をを行う。

- ①正会員 当センターの運営に関し、総会において意思決定を行うこと。また、その他の機会を通して、当センターの施策に関する有効な助言、協力をを行うこと。
- ②賛助会員 当センターの施策、並びに当センターの運営に関し有効な助言、協力をを行うこと。

(守秘義務)

第8条 会員は当センターの健全な運営に必要な守秘義務を負うものとする。

(退会)

第9条 会員は以下の各号の一に該当する場合にはその資格を喪失する。

- ① 退会届を提出されたとき。
- ② 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。
- ③ 1年以上会費の納入を行わなかったとき
- ④ 除名されたとき

(除名)

第10条 会員は以下の各号の一に該当する場合には総会の議決により除名することとする。この場合、議決の前に弁明の機会を与えるものとする。

- ① 定款に反したとき
- ② 当センターの名誉を傷つけ、または目的に反する行為を行ったとき

(休会)

第11条 正会員が休会届を提出したときは、休会とすることができます。休会中の待遇は以下の通りとする。

- (1) 休会期間中は、総会の議決権はなしとする。
- (2) 休会期間中の年会費はなしとする。ただし、復会届を提出し、この法人の活動を再開する場合は、直ちに年会費をこの法人に支払うものとする（同一年度内の復会を除く）。
- (3) ホームページやパンフレット等に正会員名を公表する場合、休会中の正会員については、原則として記載しない。記載する場合は休会中である旨、追記する。

(附則)

第 12 条 本規約の改廃は理事会の議決を持って行う。

本規約は2009年12月1日から実施する。

本規約は2010年 7月1日から実施する。

本規約は2013年3月27日から実施する。

本規約は2016年7月20日から実施する。

本規約は2017年4月11日から実施する。

本規約は2025年 3月6日から実施する。